

# 和光市国際化推進計画の見直しについて

## 1．和光市国際化推進計画の性格と目的

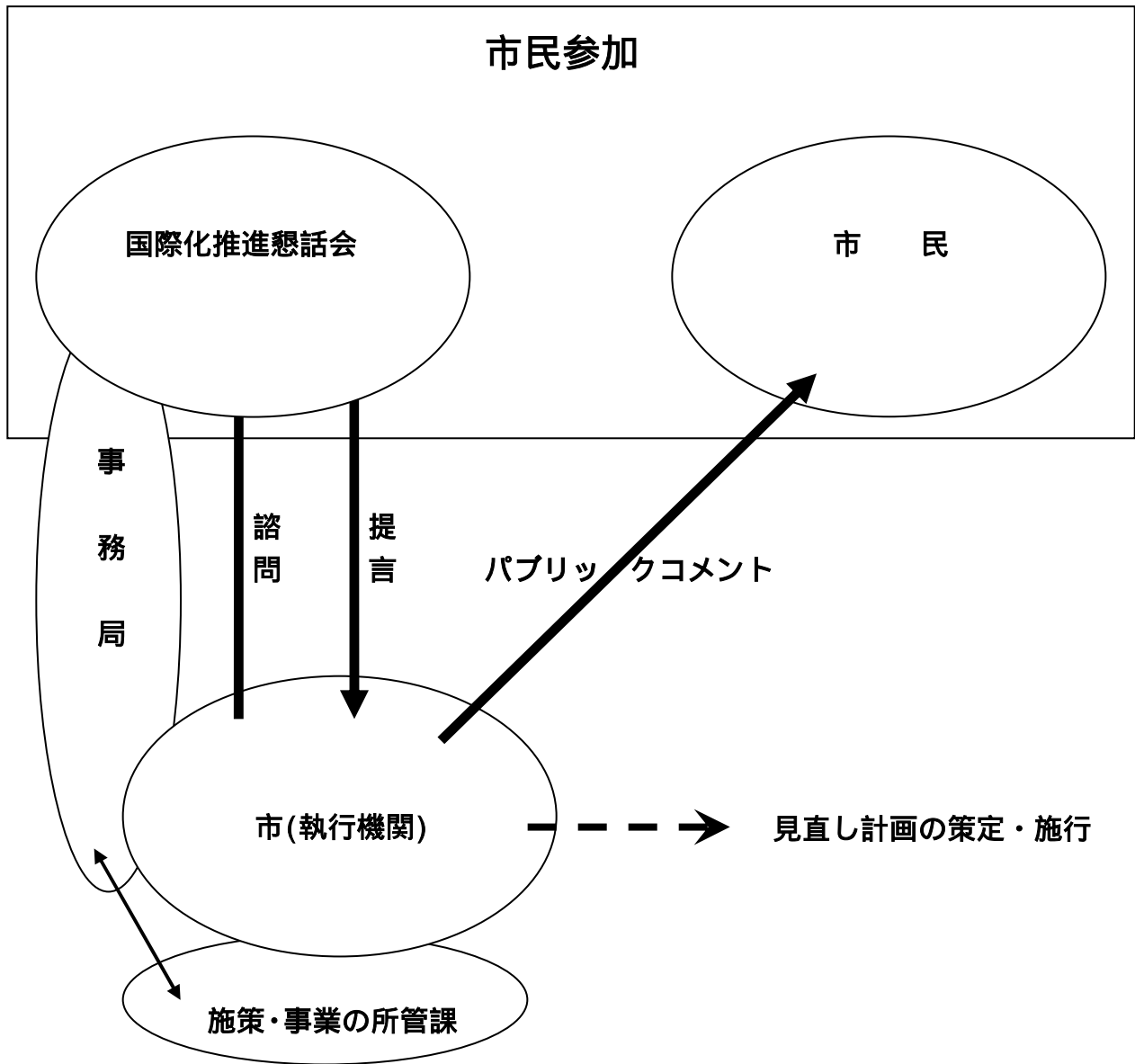
本計画は、「埼玉県長期ビジョン」、「埼玉県新5カ年計画」の内容を踏まえて策定された「埼玉県国際政策基本指針」に基づくものであり、第三次和光市総合振興計画との整合性を図りながら、市の行うべき施策を体系化し、総合的かつ計画的に推進することを目的とし、平成22年までの10年間を計画の期間としています。

## 2．計画見直しにあたっての基本的視点

- (1) 平成13年3月に策定した現行の国際化推進計画は策定から年月が経過しており、昨今の主流である進行管理が必ずしも市民にとってわかりやすいものではないため、新しい時代に即応した計画となるよう見直す。
- (2) 現在策定している「第三次総合振興計画・後期基本計画」との整合性のとれた計画となるよう見直す。【資料1参照】
- (3) 昨年度いただいた和光市国際化推進懇話会中間報告の内容と、その議論の中での意見を反映し、今年度より実施予定の新規事業である「和光市文化紹介・国際交流バスツアー」「ロングビューウィーク」「和光市在住の外国人を対象とした市独自のワンナイトステイ」等を具体的な施策として取り入れた計画となるよう見直す。【資料2参照】
- (4) 毎年各課に対して行っている国際化推進施策の実施状況の調査を評価・検証し、その施策の継続や変更を考慮した計画となるよう見直す。【資料3参照】
- (5) 策定時には想定されていなかった市を取り巻く社会情勢の変化に対応した計画となるよう見直す。【資料4参照】
- (6) 今回は計画の見直しのため、「第4章 国際化推進の施策 1 施策の体系」については、原則として変更しない。
- (7) 見直し計画素案については、和光市国際化推進懇話会からの提言を十分考慮したうえで、市が作成する。

### 3 . 計画見直しの体制（各機関の役割） 共通認識

計画見直しの体制は以下のとおりです。



#### (1) 国際化推進懇話会

市が設置要綱に基づき設置した附属機能的な役割を担うものであり、附属機関とは次のようなものである。

今日のように行政が複雑となり、専門技術的判断を必要とする事項や、利害関係の錯綜する事務領域が増加してくると、行政に最新の技術や知識をとり入れたり公正な利害の調整を図るために、行政部外の各種の専門家の衆知を集めて問題点の調査研究にあたってもらうための機関として設置するもので、市民参加の一方法として公募などによって委員に住民代表を加えている。

執行機関からの諮問にこたえ参考意見を提供するために執行機関に付置される機関

であり、独自の執行権をもつ行政委員会とは、区別される。

付属機関は、執行機関ではないため、行政上の決定をすることはできない。つまり、執行機関に意見を具申(提言)するにとどまり、この場合、付属機関の答申(提言)は、執行機関の意思を拘束しないため、執行機関は、答申(提言)を十分考慮したうえで、最終決定を行う。

## (2) 市(執行機関)

国際化推進懇話会の提言やパブリックコメントを十分考慮したうえで、自己の責任と判断で見直し計画の策定を行う。

## (3) 事務局

国際化推進懇話会の運営を総合的に支援する役割を担うものであり、必要な情報の提供や各種資料の作成等を行うが、審議の過程において、市(執行機関)としての対応や、見解を問われた場合には、国際化推進懇話会の自主性を尊重し、その時点での回答は差し控えさせていただくこととなる。

## (4) 施策・事業の所管課

現計画に基づいた国際化推進施策の実施状況を報告するとともに、見直された計画での施策の実現の可能性について事務局と協議・調整を行う。

# 4 . 計画見直しのスケジュール

今後のスケジュール(事務局案)は、次のとおりです。

時 期	懇 話 会	事 務 局	市
10月上旬 第2回会議	引き続き、現行計画に対する意見を出す		
10月～ 11月上旬		第1・2回で出てきた意見をすべて盛り込んだ提言表を作成・送付	
11月下旬 第3回会議	提言表に基づき、計画に盛り込む内容について取捨選択をし、結論を出す		
12月		第3回会議での結論に基づき、懇話会として提出する提言(案)を作成	

1月上旬 第4回会議	提言(案)の最終検討		
1月上旬	会長より市長へ提言の提出		提言を尊重し、計画素案を作成
1月中旬			計画素案に対するパブリックコメントの実施
3月			計画の策定・施行

## 5 . その他

- (1) 県内市町村の国際化推進計画の策定状況及び国際化推進懇話会設置状況【資料5参照】